

## JPN -COIL 協議会 会則

2018年 12 月 8 日制定

2019年 7 月 26 日改正

2020年 12 月 4 日改正

2023年 10 月 13 日改正

### (趣旨)

第 1 条 この会則は、JPN -COIL 協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 協議会は、COIL/Virtual Exchange を始めとした次世代の国際連携教育手法（以下「COIL 等」という。）を活用した双方向交流プログラムの構築及び運営にあたり、国内外の高等教育機関と連携し、相互に教育技術の向上や質の向上のための諸事業を展開することにより、世界の架け橋となる人材育成に寄与することを目的とする。

### (事業内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) COIL 等による教育実践に関する各種情報交換
- (2) COIL 等を通じた日米間等の各種交流・研修事業の実施
- (3) 参画大学における COIL 等による教育への支援・協力
- (4) COIL 等による教育に関する効果検証やフォローアップに関する相互協力
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

### (会員の資格と権利)

第 4 条 協議会の会員は、正会員、賛助会員、国際会員及び個人会員とする。

2 正会員は、協議会の運営に関して発言権及び議決権を有するものとし、協議会が主催する各種事業に参画することができる。

3 正会員の資格は国内の高等教育機関とする。

4 賛助会員及び国際会員は、協議会の運営に対し意見具申及び情報提供することができる。

5 賛助会員の資格は、以下のとおりとする。

- (1) COIL 等の推進に関心を持つ法人及び団体
- (2) 官公庁、在外公館等

6 国際会員の資格は、海外の高等教育機関とする。

7 個人会員の資格は、高等教育機関に所属する教育職員及び事務職員とする。

(会費)

第 5 条 会員は、協議会の活動に要する費用にあてるため会費を納入する者とする。ただし、当面は無料とする。

(入会及び退会)

第 6 条 協議会に入会または退会を希望する場合は、入会・退会申込書を代表幹事校事務局に提出し、協議会の承認を得なければならない。

2 国際会員として入会を希望する場合は、入会申込書に加え、正会員からの推薦状を提出することとする。

(幹事会及び代表幹事)

第 7 条 協議会の運営を円滑に推進するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、第 4 条第 3 項に規定する高等教育機関の中から協議会の了承を得て選出し、最大5校で構成する。

3 幹事会構成機関の中から 1 機関を代表幹事校として選出する。

4 幹事会は、協議会の運営に関する諸事項に関する調整のほか、総会の議決にもとづく事業計画の執行について議決する。

5 幹事会は、代表幹事校が招集し議長となる。

6 幹事会の議事は、幹事会構成機関の総意をもって決する。

7 代表幹事校に協議会の事務局を置き、協議会及び幹事会の事務を執行する。

8 幹事校の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に退任した場合の後任幹事校の任期は、前任幹事校の残任期間とする。

(総会)

第 8 条 協議会の総会は、全ての正会員をもって構成し、原則として毎年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 第 3 条に掲げる事業計画に関する事項

(3) 会則の改正

(4) その他協議会の運営に関する重要事項

3 総会は、代表幹事校が招集する。

4 総会の議長は、代表幹事校があたる。

5 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席正会員の過半数をもって決する。

6 正会員は、議長が必要と認めるときは、対面による出席に代えて、インターネット回線等

を利用して遠隔から総会に出席することができる。

7 賛助会員、国際会員及び個人会員は、総会を傍聴することができる。

8 第5項の規定にかかわらず、第2項各号に規定する事項について、議長が必要と認めるときは、幹事会と調整の上、協議会の総会を書面又は電磁的記録により持ち回り開催することができる。

9 前項の方法による決議は、総会による決議と同一の効力を有する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、2018年12月8日から施行する。

附 則

この会則(改正)は、2019年7月26日から施行する。

附 則

この会則(改正)は、2020年12月4日から施行する。

附 則

この会則(改正)は、2023年10月13日から施行する。